見やすい「括弧外出し条文」

特許法等には()書きが多いため、条文の理解に時間が掛かる条文が多数ある。括弧外出し条文を使用すると()が多い条文も骨子がすぐわかり、数分の1の時間で理解できます。下記は重要な条文である特許法41条2項(国内優先権の効果)を「縦書き漢数字条文」と「括弧外出し条文」で対比したものです。

「括弧外出し条文」を使用すると効率的な勉強・業務ができます。

縦書き漢数字条文[特許出願等に基づく優先権主張 特許法41条第2項]

特 項 及 百 第 項 第 項 +る 願 含 < 第 権 が 特 該 2 紐 並 \equiv 百 ま 当 外 条 び に 書 に 優 許 八 九 B む は の 許 条 +出 第 び 第 お +で 条 の 0 第 項 主 該 玉 請 先 前 に ++ 語 兀 に 特 張 先 項 願 の ľλ の 61 に 求 権 の 第 項 七 狠 又 商 条 六 て 許 て 項 お 0 書 0 0 0 は 規 六 本 標 準 規 に 第 条 の 条 第 る 請 の ζ, は 出 面 範 主 定 +=第 文 ۲ 当 お 法 用 求 優 て 第 順頁 出 井 張 定 に 九 項 意 第 す 項 該 七 先 れ 進 兀 が 願 若 に 6.1 の の ょ に 条 第 先 て 及 昭 丘 九 項 る 範 権 ら 用 +Ħ 6 L 基 ょ る 記 第 準 場 第 礎 び 和 法 項 す \equiv 項 あ < る の 井 の 0 優 載 +第 規 条 優 出 用 第 \equiv 第 に 合 百 若 主 る 若 る は と 先 さ 項 す +お +を 四 条 張 定 場 第 場 実 さ 先 願 l L 権 れ + 第 + t 第 の る 四 11 含 条 < の を 合 < 合 用 れ 権 0 た 場 年 時 六 7 条 む は 基 司 を 項 は に 新 た σ È 発 号 条 準 第 項 に 合 法 条 の 実 礎 法 含 実 あ{ 案 先 È. 張 明 六 律 用 及 第 登 張 さ の 用 と 第 用 を む 2 の を に 第 を + れ 含 第 第 す 第 び 新 さ +四 新 て 録 出 を 伴 七 除 お 六 Ŧī. 第 若 第 百 る 案 れ +案 願 伴 た む は{ 請 う + < 条 + 場 項 条 \equiv 法 登 た L 求 の Š P 出 て 第 項 項 + 合 録 出 第 < 条 第 外 願 特 の の 0 願 条 準 六 と 七 条 第 に 玉 許 を 請 願 は の Л 範 書 規 T 用 号 第 含 百 項 第 第 条 語 み つ 求 に 項 井 に 出 定 第 あ す れ ļλ な む 0 係 に 四 第 第 書 又 最 の 七 る る + 項 第 ++ す 第 て 範 る お 面 は 初 K 適 + 場 場 及 条 百 \equiv 項項 に の 九 の 井 出 ľλ 义 係 九. 合 用 合 規 +第 び 百 の Л 条 又 願 7 条 に 面 添 0 る 条、 に に を Ŧī. + 第 進 第 規 定 九 第 法 は 0 0 記 付 発 0 は 含 +当 条 第 第 껸 第 义 際 用 \equiv 兀 定 載 明 l 61 む 並 + 七 九 項 当 z た 亩 条 八 九 面 の す 第 +に 該 0 て び 条 書 \equiv ょ 明 法 項 の +か 条 に 該 る れ 先 う は 第 に 第 及 並 +b 相 類 先 場 項 条 る た の 細 ち \equiv 条 当 び 優 六 第 第 び 第 第 第 合 若 発 出 当 の 0 書 項 に す 明 出 \equiv 明 当 該 第 を 先 願

括弧外出し条文 [特許出願等に基づく優先権主張 特許法41条第2項]

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該 優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特 許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(※1)に記載さ れた発明(※2)についての第29条、第29条の2本文、第30条第1項及び第2 項、第39条第1項から第4項まで、第69条第2項第2号、第72条、第79条、第 81条、第82条第1項、第104条(※3)並びに第126条第7項(※4)、同法第 7条第3項及び第17条、意匠法第26条、第31条第2項及び第32条第2項並びに 商標法(※5)第29条並びに第33条の2第1項及び第33条の3第1項(※6)の 規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたもの とみなす。↓

※1: 当該先の出願が外国語書面出願である場合に<u>あつては</u>、外国語書面↓※2: 当該先の出願が同項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張又は第43条第1項、第43条の2第1項(第43条の3第3項において準用する場合を含む。)若しくは第43条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第11条第1項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。↓

※3:第65条第6項(第184条の10第2項において準用する場合を含む。)に おいて準用する場合を含む。↓

※4:第17条の2第6項、第120条の5第9項及び第134条の2第9項において準用する場合を含む。↓

※5:昭和34年法律第127号↓

※6:これらの規定を同法第68条第3項において準用する場合を含む。